

野田市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和 7年 4月30日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 公益財団法人野田市シルバー人材センター
会長 澤田 健次郎
住所 千葉県野田市鶴奉5番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
野田市中心公民館ほか複写機使用料及び印刷機使用料
野田市東部公民館、野田市梅郷南部公民館、野田市北部公民館
野田市川間公民館、野田市福田公民館、野田市関宿中央公民館、
野田市関宿公民館、野田市二川公民館、野田市木間ヶ瀬公民館
- 3 指定をした日
令和 7年 4月 1日
- 4 委託をした日
令和 7年 4月 1日
- 5 委託期間
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで